

七尾市情報公開審査会 諮問事項資料

七尾市個人情報保護条例第7条において、七尾市が保有する個人情報の目的外の利用及び提供は原則禁止されています。以下の2つの事項が同条第1項第6号にもとづく例外事項として妥当かどうかの意見を求めます。

- 1) 七尾市〇〇地区住民を対象とする脳老化関連疾患の前向き調査研究のために、七尾市が保有する脳健診受診者の基本健康診査データを、調査研究機関（〇〇大学大学院医学系研究科脳老化・神経病態学）に提供する場合。
- 2) 七尾市では平成18年7月1日から可燃ごみ袋の手数料を増額し、これに伴う支援策として、増額分に相当する枚数のごみ袋を支給することとした。

支援すべき対象世帯を把握し支給案内を発送するため、福祉課、子育て支援課、高齢者支援課、市民課が保有する対象世帯データを環境課に提供する場合。